

必需代理の法理の適用範囲 —イギリス判例の整理と検討—

池 内 博 一*

Coverage of Agency of Necessity
—Classification and Consideration of the Cases in English Law—

Hirokazu IKEUCHI*

要旨

イギリスでは、判例上、船長、為替手形の参加引受人、遺棄された妻という三つのケースにおいて必需代理の法理が適用されるものといわれてきた。具体的には、船長が船や積荷を売却した場合や為替手形につき義務を負っていない者が為替手形を参加引受した場合、あるいは夫に遺棄された妻が夫の信用を担保にして生活必需品を購入した場合において、必需代理の法理が適用されるものとして認められてきたのである。そこで問題となるのが、これら三つの典型的ケース以外に、必需代理の法理がどのようなケースに適用されるのかである。この点につき、従来のイギリス判例では、陸上運送人が積荷を第三者に預けたり売却したりしたケース、動産の受寄者が寄託物を売却したケース、海難救助者が積荷を救助したケース、物の所有者と何らの契約関係もない部外者がその物を世話したケースなどにおいて、必需代理の法理が適用されるかどうかが問題とされてきた。本稿では、必需代理の法理の適用について争われた判例を整理・検討することにより、典型的ケース以外のどのようなケースに必需代理の法理が拡張して適用されうるのかを中心的テーマとして論じた。

一. はじめに—本稿の目的

従来、イギリス法においては、代理が成立する原因の一つとして、必需代理 (agency of necessity) という概念が認められてきた。必需代理とは、緊急性があるという事情の下で、A が、P の同意なく、P の財産や利益のために必要性がある行為をした場合に、当該 A の行為は P から与えられた authority に基づいてなされたものとみなされて、P と A との間に代理関係の成立が認められる場合をいう¹⁾。イギリス判例上、必需代理の成立が認められてきた典型的ケースとして、船長、為替手形の参加引受人、遺棄された妻という三つのケースが挙げられる²⁾。問題

* 大阪電気通信大学 金融経済学部

となるのは、必需代理の法理がこの三つの典型的ケース以外にどのようなケースに拡張して適用されうるのかである。この必需代理の法理の適用範囲については、判例・学説において大いに争われてきた問題であり³⁾、ここでこの問題について整理し検討することは、必需代理の本質とイギリス代理法全体の中での必需代理の位置付けを考える上で重要なことであると考える。また、必需代理の法理は、わが国における代理法や事務管理法などとも関連がある。とくに、事務管理者が事務管理の内容として代理行為をなした場合にその効果が本人に帰属するかという問題（代理と事務管理の問題）を考える上で必需代理の法理が参考になると思われる。したがって、必需代理の法理について詳しく検討することは、わが国の代理法上の諸問題について考える上でも大いに有益であるといえる。

そこで、本稿では、必需代理の法理の適用範囲について判断あるいは議論されたイギリス判例を整理し検討することにより、必需代理の法理が典型的ケース以外のどのようなケースに拡張して適用されうるのかを考えてみたいと思う。そして、この研究を通じて、わが国における代理法上の諸問題に関する研究を進めていく上での基礎としたい。

二. 必需代理の典型的ケース

イギリスでは、従来、船長、為替手形の参加引受人、遺棄された妻という三つのケースにおいて必需代理が成立するものとされてきた⁴⁾。まず第一に、船長Aは、航海中に積荷が腐ってしまうおそれや船を修理する必要があるような緊急事態が生じた場合、一定の要件を満たせば、積荷の所有者Pや船主Pから明確にauthorityを与えられていないにもかかわらず、Pの必需代理人として当該積荷あるいは船自体につき、売却・担保設定・その他の処分をすることができる。この船長のケースが必需代理の最も原始的かつ古典的ケースであるといわれている⁵⁾。第二に、為替手形の参加引受人のケースが挙げられる。為替手形につき何ら責任を負っていないAが手形上の債務者Pの信用のために当該手形を参加引受し償還義務を履行した場合、Aは手形所持人Tの地位に代位して被参加人およびその前者に対し遡及することができる。つまり、為替手形につき責任のない者が為替手形を参加引受しその支払義務を履行した場合に必需代理が成立するものとされたのである。これは商慣習法に由来するものであるといわれており、船長のケースと並んで必需代理の典型的ケースの一つであると考えられてきた⁶⁾。第三に、遺棄された妻のケースが挙げられる。すなわち、夫Pに遺棄された妻Aは、夫Pの信用を担保にして、商人Tから生活必需品を購入することができる。この場合、夫Pは商人Tからの支払請求に応じて代金を支払う責任を負うことになる。つまり、妻Aのなした行為（夫Pの信用を担保にして生活必需品を購入する行為）の効果が本人たる夫Pに帰属するのである⁷⁾。

このように、上記三つのケースが必需代理の典型例として承認されてきたわけであるが、必需代理が成立するためには一定の要件を満たす必要があるとされる。判例においては、とりわけ船長のケースにつき次の要件が定められた⁸⁾。(1) 船あるいは積荷につきnecessityが存在すること⁹⁾、(2) 船長Aが船あるいは積荷の所有者Pと連絡をとることが不可能または指図を受けることが不可能であること¹⁰⁾、(3) 船長Aが船あるいは積荷の所有者Pの利益のために誠実に（bona fide）行為したことである¹¹⁾。これらの要件を満たすと必需代理が成立し、次のような効果が生じる¹²⁾。

まず、対外的効果として、本人Pは必需代理人Aが第三者Tとの間でなした契約によって拘束され、Pに当該契約上の権利義務が帰属することになる。そして、対内的効果として、必需代理人Aのなした行為は違法性が阻却され（横領や動産侵害などの不法行為責任を負わない）、必需代理人Aが費用や損失を負担した場合には本人Pに対して費用償還や補償を求めることができる。

そこで問題となるのが、このような法理が上記三つの典型的ケース以外のケースにも適用されるかどうかである。これは、従来のイギリス判例において大いに議論されてきた問題である。以下では、この必需代理の法理の適用範囲について判断・議論した判例を検討していきたい。

三. 判例の検討

1. 総説

古い判例のなかには、必需代理の法理の適用範囲を上記の典型的ケースに限定するものが見られた。とくにHawtayne v. Bourne事件とGwilliam v. Twist事件を挙げることができる。

【判例1】Hawtayne v. Bourne (1841), 7 M. & W. 595.

Pは鉱山業を営むB鉱山会社の株式100株を保有していた。本件鉱山は、B鉱山会社の取締役によって任命された代理人Aによって運営されていたところ、鉱山事業が困難となり、Aは資金不足により鉱山労働者たちに賃金を支払うことができなくなった。そのため、賃金を滞納された多くの労働者たちが、本件鉱山の道具類に関する差押証書の交付を治安判事から得た。Aは、この差押証書により強制執行がなされようとしていることを知り、T銀行に対して、3ヶ月間400ポンドの貸付を依頼した。それに応じて、金銭が融通され、そこから滞納賃金が支払われた。なお、この貸付は、AがBの名義で依頼したものであるが、Pその他の株主に知らせることなく、A自身の責任の上に依頼したものであった。その後、TがPに対して貸付金の返済を求めて訴えを提起した。判決は、「鉱山経営のためにB鉱山会社の取締役によって任命された代理人Aは、滞納賃金の支払いを受けるべく鉱山の道具類に関する差押証書を得た鉱山労働者たちに対して滞納賃金を支払うために、B鉱山会社の株主Pの信用の上に金銭を借りるimplied authorityを有しない。また、たとえどんなに差し迫ったnecessityがあるというケースであっても同様である。」と判示して、必需代理の成立を否定した。本件では、2人の裁判官による意見が述べられた。とくに重要なのはParke裁判官の意見である。Parke裁判官は、必需代理の法理の適用範囲について、「そのような権限（必需代理権一筆者）は、船長のケースおよび手形振出人の信用のために為替手形を引き受けた者のケースを除き存在しない。後者のケースは、商慣習法（law of merchants）に由来するものである。」との意見を述べた。

【判例2】Gwilliam v. Twist, [1895] 2 Q.B. 84.

P所有の乗合馬車がPの使用者A₁によって運転されていた。Pの馬車置場まであと4分の1マイルまできたところで、警察官により馬車が呼び止められ、A₁が酒に酔っているとして、これ以上運転を続けてはならないと命じられた。そのとき、偶然その場に居合わせたT（かつてPによって車掌として雇われていた者）が代わりに運転すると申し出た。そこで、A₁と車掌A₂はTに馬車を運転する権限を与えた。ところが、Tは馬車を運転中、不注意で通行人Bにけがを負わせてしまった。そこで、BがPに対して損害賠償を求めて訴えを提起した。第一審（County

Court) は、PにはTの過失につき責任があるとして、Bの被った損害につき30ポンドの賠償を認めた。そこで、Pが上訴した。原審 (Divisional Court) は、Pの上訴を棄却した。再び、Pが上訴した。本判決 (Queen's Bench Division) は、「使用者A₁およびA₂はPと相談することができたのであるから、A₁およびA₂は馬車の運転につきTを雇う必要性 (necessity) はなかった。ゆえに、Pはそのようにして雇われたTの過失 (negligence) につき責任はない。」と判示して、原判決を破棄し、Pの上訴を認容した (appeal allowed)。本件では、3人の裁判官による意見が述べられた。そのうち、Esher卿は、「私は、必需代理の法理は船長や為替手形の参加引受人のケースのように、よく知られた例外的なケースに制限されるのだという・・・ Hawtayne v. Bourne事件のParke裁判官によってとられた見解に大いに同意したいと思う。」との意見を述べている。

この二つの判例は、いずれも必需代理の典型的なケースとは異なる事案において必需代理の成立が否定されたものであり、必需代理の法理の適用範囲を考える上で参考になる。まず、【判例1】は、Pから鉱山経営を任せていた代理人Aが、緊急性のある事情の下で、Pと相談することなく銀行Tから金銭の融通を受け、TがPにその返済を求めたという事案である。判決は、たとえ necessityの要件を満たしているとしても、AはPの信用の上に金銭の融通を受ける implied authorityを有しないとした¹³⁾。この判断は、必需代理という語句を用いてはいないが、このようなケースでの必需代理の成立を否定したものと解釈できる。そして、【判例2】は、Pの使用者A₁・A₂により選任されたTが、Pのために馬車を運転し不注意で事故を起こして通行人Bにけがを負わせたことにつき、BがPに対して損害賠償を求めたという事案である。判決は、Pの使用者A₁・A₂にはTを雇うべきnecessityはなかったとして、PにはTの起こした事故についての損害賠償責任はないとした。この判断は、Pの使用者A₁・A₂がPのためにTを代理運転手として雇ったことにつき必需代理の成立を否定し、その結果としてPにはTが起こした事故の責任がないとしたものである。

ここで問題となるのは、【判例1】のParke裁判官と【判例2】のEsher卿が、必需代理の法理の適用範囲を船長のケースと為替手形の参加引受人のケースのみに限定するとの意見を述べた点である。つまり、両裁判官は、必需代理の法理の適用範囲を非常に限定的にとらえたのである。これ以後、この両判決は必需代理の法理の適用を否定した先例として引用され、両裁判官の意見は典型的なケース以外の事案において必需代理の法理の適用を否定する根拠として利用されることになった¹⁴⁾。しかし、それにもかかわらず、多くの判例において、典型的なケース以外のいくつかの異なる事案につき必需代理の法理が適用されうるかどうかの問題が争わってきた。具体的には、①陸上運送人が積荷を第三者に預けたり売却したりしたケース、②動産の受寄者が寄託物を売却したケース、③海難救助者が積荷を救助したケース、④物の所有者と何らの契約関係もない部外者がその物を世話をしたケースなどにおいて必需代理の法理が適用されるかどうかが問題とされた。

2. 陸上運送人のケース (Carrier of Land)

鉄道による陸上運送人が、運送中の積荷が腐るかもしれないというような緊急性がある事情のもとで、積荷の所有者のauthorityなしに (あるいはそれを超えて)、その積荷を第三者に売却したり預けたりしたようなケースにおいて、必需代理の法理が適用されうるかどうかについては、

判例上おおいに議論された。ここでは次の二つの判例が重要である。

【判例3】The Great Northern Railway Co. v. Swaffield (1874), L. R. 9 Exch. 132.

Pは、A鉄道会社が運営する列車によって、ある場所からS駅へ向けて、自分宛に一匹の馬を荷送りした。S駅には馬を収容できる施設がなかったので、駅長はその馬をTが経営する馬預かり所に預けた。翌日、Pが馬の引渡しを請求したところ、駅長は馬預かり所の料金の支払いを求めた。しかし、Pはこれを拒絶し、馬を馬預かり所に残したまま立ち去った。その後、駅長はS駅で馬を引渡す旨をPに申し入れた。しかし、Pは、自分の農場まで無料で馬を運送し、費用および時間喪失による補償を支払わない限り馬の受領を拒むと返答した。そこで、Aは、Tに料金17ポンドを支払いPに馬を荷送りした。その上で、AがPに対して馬預かり所の料金額の償還を求めて訴えを提起した。争点は、Aが馬預かり所の料金の全部または一部につきPから費用償還を受ける権利を与えられるかどうかである。原審(County Court)は、P勝訴の判決をした。そこで、Aが上訴した。本判決(Court of Exchequer)は、「Aが馬を馬預かり所に預けたことは合理的な行為であった。そして、馬の受領を拒んだPは、Aが支払った馬預かり所の料金の全額につき責任がある」と判示し、原判決を破棄した(judgment reverse)。

本判決では、4人の裁判官による意見が述べられた。このうちPollock裁判官の意見が重要である。Pollock裁判官は次のように述べた。「運送人としてのAの義務は、合理的な所有者が自己所有の動産にするのと同様の世話をすることである。もし仮に、Aが馬を道路に追い払い、あるいは馬を野放しにしてしまったら、契約不履行になってしまっただろう。それゆえ、Aは自分のすべき義務を果たしたのである。そこで問題となるのが、Aはこのように負担した費用を馬の所有者から償還されうるかである。私の知る限り、イギリス法上、通常の陸上運送人が、動産の荷受人や荷主から、このような料金の償還を受ける権利を与えられると判示したケースは見受けられない。しかし、私は、Aにはこのような権利が与えられるとの意見である。この点、わが国においては、船主(原文では「船主(shipowner)」と表記されているが、「船長(shipmaster)」の間違いであろう一筆者)がそのような権利を有するかどうかについて長年議論されており、部分的には慣習により、部分的には先例(authority)の意見により、次第にそのような権利が確立してきた。・・・これは適切な法規範であると思われる。思うに、運送人にそのような義務が課されるということについては、誰も疑いようのないことである。仮に相関的な権利がないのに(費用償還の権利がないのに一筆者)、そのような義務のみがあるのならば、明らかに不公平であろう。」

【判例4】Sims & Co. v. Midland Railway Company, [1913] 1 K. B. 103.

Pへの引き渡しのため、A鉄道会社の運営する鉄道によりバターが荷送りされた。バターが引き渡されるべき特定の日時については定められていなかった。運送の途中で、Aの使用人を含む鉄道使用人によるゼネストが発生したため、Aは目的地までバターを送ることができなかった。気温が高くなり、バターが箱から漏れ出してきたので、Aの指図の下、駅長がそのバターを4ポンド余りで第三者Tへ売却した。そして、Aはその代金額を裁判所に支払った。そこで、Pが、Aに対して、バターの引渡しについての運送契約違反を理由とする損害(8ポンド余りの価値の損害)の回復を求めて訴えを提起した。原審(County Court)は、「本件において、引渡しの遅延はA自身の使用人のストライキによって生じたものである」として、請求額につきP勝訴の判決

を与えた。そこで、Aが上訴した。本判決（King's Bench Division）は、原審とは異なり、積荷の引渡遅延につきAは自己自身の使用人によるストライキを考慮することができることを前提として、「Aの使用人によるストライキは、運送の時に存在していた状況の一つとして考慮されねばならない。それゆえ、Aには引渡しの遅延につき責任はない」と判示して、原判決を取消し、Aの上訴を認容した（appeal allowed）。

本判決では、2人の裁判官による意見が述べられた。このうちScrutton裁判官は次のように述べた。「海上運送のケースにおける動産売却権限および動産を保護する義務に関する法（必需代理の法理一筆者）は、そのような権限および義務が生じるために必要な要件が存在する場合には、陸上運送においても適用されるのだと主張したい。そして、The Great Northern Railway Co. v. Swaffield事件において、Pollock裁判官がこれと同じ見解をとったものと認めたい。・・・海上運送のケースにおいて、そのような売却が有効となるために必要な要件は、(1) 売却するための現実的な必要性（real necessity）が存在すること、および(2) 何をなすべきかについて所有者の指図を得ることが事実上不可能でなければならないことである。もちろん、陸上運送のケースにおいて、これら二つの要件を満たすことはそれほど多くない。それゆえ、この要件はまれに生じるものであるかもしれない。もし本件が再審理されるべきであるならば、ストライキがいつまで継続されるかということや動産の性質に照らして、動産を売却するための現実的な商業上の必要性があったかどうかを考慮する必要がある。そして、商業的観点から、荷受人との連絡が可能であったかどうか、売却する前に荷受人の指図を得ることができたかどうかについても考慮する必要がある。」

上記二判例の事案と判決を整理すると次のようになる。まず、【判例3】は、陸上運送人Aが積荷（馬）を所有者Pの同意なく馬預かり所Tへ預け、それによって負担した費用の償還をPに求めたという事案である。判決は、Aが馬を馬預かり所に預けたことは合理的な行為であったとして、PにはAが支払った馬預かり所の料金の全額につき費用償還すべき責任があるとした。一方、【判例4】は、陸上運送人Aが積荷（バター）を所有者Pの同意なく第三者Tへ売却したことに対して、Pが運送契約違反を理由に損害の回復を求めたという事案である。判決は、積荷の引渡遅延はストライキが原因であったことを理由に、Aには運送契約違反につき責任はないとした。この両判決は、いずれも陸上運送人Aが、緊急性があるという事情の下で、積荷の所有者Pからのauthorityなく（あるいはauthorityの範囲を超えて）当該積荷について一定の行為をなしたことが問題となったケースである。そして、結論として、【判例3】ではAの費用償還請求が認められ、【判例4】ではAによる運送契約違反の責任が否定されている。そこで、この両判決が必需代理の法理を適用してこのように判断したといえるかどうかが問題となる。

この点につき、この両判決をして船長に関する必需代理の法理を陸上運送人のケースに拡張適用したものとみる見解がある¹⁵⁾。その一方で、この両判決においては、陸上運送人と積荷の所有者との間にすでに運送契約関係があったことから、必需代理の法理が拡張適用されたとみるのではなく、運送契約に関する権利義務の問題、すなわち陸上運送人がもともと有するauthorityの範囲の問題として解決されたものとみる見解がある¹⁶⁾。

思うに、【判例3】のPollock裁判官は、船長のケースにおいて確立された法理（判決では明確に述べてはいないが必需代理の法理）が陸上運送人にも適用されるという意見を述べたものと解

釈できる。また、【判例4】のScrutton裁判官の意見も、海上運送のケースにおける必需代理の法理は、一定の要件を満たす場合には、陸上運送人のケースにおいても適用されるとの趣旨であるようにみえる。そうすると、この両判決は、必需代理の法理を陸上運送人のケースに適用して事案を解決したものともいえる¹⁷⁾。しかし、一方で、この両事件では、積荷の所有者Pと陸上運送人Aとの間にはもともと運送契約関係があり、Aにはその運送契約上の義務を履行するのに必要かつそれに通常付随するあらゆる行為をするためのimplied authorityがあったといえる¹⁸⁾。もしAのなした行為（馬を有料で預ける行為、バターを売却する行為）が、そのimplied authorityの権限の範囲内に含まれる（あるいはそのimplied authorityの拡張）と考えることができるのであれば、あえて必需代理の法理を適用する必要性はないと考えることもできる¹⁹⁾。

3. 受寄者のケース（Bailee）

動産の所有者からその動産を無償で預かっている受寄者が、その権限の範囲外で、当該動産を第三者に売却したというケースにおいて、必需代理の法理が適用されうるかどうかは問題である。ここでは、次の三つの判例を検討しなければならない。

【判例5】Prager v. Blatspiel, Stamp and Heacock, Limited, [1924] 1 K. B. 566.

Pはルーマニアのブカレストで商売を営んでいる毛皮商人である。そして、Aはロンドンの毛皮商人である。1915年から1916年にかけて、AはPの代理人として1900ポンドの価値の毛皮を購入し、Pからの請求または指図があり次第それをルーマニアに送ることとなっていた。しかし、1916年の終わりごろ、ドイツ軍がルーマニアを占領したため、Aはその毛皮をPに送ることができなくなり、Pと連絡を取ることも不可能になってしまった。その後、1917年から1918年にかけて、AはPの毛皮を順次売却した。停戦後の1919年、PはAに手紙を書き、毛皮を送るよう求めた。しかしAはこれに応じなかった。そこで、Pは、Aに対して、横領の責任と損害賠償を求めて訴えを提起した。なお、AはPの毛皮を売却する契約上の権限を何ら有しなかったことが認められる。本判決（King's Bench Division）は、「本件の事実によれば、毛皮を売却すべき necessityは存在せず、Aは誠実に（bona fide）行為しなかった。それゆえ、Aは動産を転売するための必需代理人ではない」と判示した。

本件ではMcCardie裁判官が必需代理の法理に関する詳細な意見を述べた。「必需代理の法理は、海上冒険のケースから生じたものであることに疑いはない。・・・ Hawtayne v. Bourne事件において、Parke裁判官は、必需代理は船長のケースおよび為替手形の参加引受人のケースを除いて生じえないという見解を述べ、・・・ Gwilliam v. Twist事件において、Esher卿は、『・・・ Hawtayne v. Bourne事件のParke裁判官による見解、すなわち、necessityを理由とする authorityの法理は船長や為替手形の参加引受人のようなよく知られた例外的ケースに限定されるのだという見解に大いに同意したいと思う』と述べた。もし仮に、上で引用した傍論が正しいとすれば、本件のAは毛皮の売却を正当化し得ないことになる。しかしながら、私見は、これらの傍論は今日に妥当する法ではないと考える。前述のEsher卿の傍論が出される20年以上前の Great Northern Ry. Co. v. Swaffield事件において、財務府裁判所（Court of Exchequer）は、陸上運送人に対して必需代理の法理を適用した。すなわち、海上運送ケースに関する法理を陸上運送人に適用したのである。・・・ また、陸上運送人がバターを売却したというケースの

Sims & Co. v. Midland Ry. Co.事件において、合議法廷（Divisional Court）の裁判官も同様に海上運送ケースに関する法理が陸上運送人にも妥当することを認めた。」「私が上で引用した諸判決は、Gwilliam v. Twist事件におけるEsher卿の傍論が今日に妥当する法ではないことを証明している。必需代理は、船長や為替手形のケースに限定されないのである。・・・私見によれば、現在の裁判例の中には、必需代理を、海上および陸上運送人または為替手形の参加引受人に限定するものは見受けられない。思うに、必需代理の法理は、適用範囲が広く、有用なものなのである。必需代理の法理は、さまざまな種類のケースの根底にあるのであって、運送人の判決は単なる一例にすぎないのである。」「まず第一に、代理人が本人と連絡を取ることができるように、必需代理が成立しないことは明らかである。これは、すべての判決によって確立されている要件である。・・・本件においては、代理人Aは本人Pと連絡を取ることができなかつたということが認定されている。第二に、動産の売却が必要であったのだということを、代理人が証明すべきことについては必須の要件である。・・・私見は、代理人が売却の現実的かつ明確な商業上の必要性（commercial necessity）を証明しなければならないとの意見である。第三に、必需代理人とされる者は、自分が関係当事者の利益のために誠実に（bona fide）行為したのだということを裁判所に納得させねばならないと考える。・・・私見は、誠実さ（bona fide）は、売却権限行使するための本質的要件の一つであると考える。」「本件における全証拠、通信及び主張内容等を慎重に考慮した結果、以下の結論を述べることができる。まず第一に、本件において、動産を売却すべきnecessityはなかったものと思われる。・・・Aが毛皮を冷えた倉庫に置いておくのを妨げる事情は何ら存しなかったし、適切な注意をもって毛皮を自分の倉庫に保管しておくことを妨げる事情も存しなかったからである。・・・第二に、私は、Aが誠実に（bona fide）行為しなかったのだと、躊躇なく断ずる。・・・実際に、Aは必需代理人ではなかったのであり、Pの動産の売却は正当化されないのであり、Aは不誠実に行はれたのだと考える。その結果、私は、1822ポンドおよび諸費用につきP勝訴の判決を与える。」

【判例6】Sachs v. Miklos, [1948] 2 K. B. 23, [1948] 1 All E. R. 67.

1940年、Aは自分の家にPの家具を無償で保管しておくことを許した。その後、Pが自分の所在をAに手紙で知らせなかったので、AはPとの接触を失ってしまった。1943年、AはPの家具で占められているスペースが必要になったので、銀行から提供されたPの住所へ2通の手紙を送付した。しかし、Pからの返事はなく、手紙も戻ってこなかった。Aは電話での連絡も試みたが奏功しなかった。そこで、AはもはやPの家具を保管することはできないと考え、競売人Bに家具を引渡し、Bによって家具が15ポンドで売却された。ところが、1946年になって、PがAに対して家具の返還を請求してきた。そこでAは15ポンドを提供した。しかし、そのとき家具の市場価値が非常に騰貴していたため、Pは、AおよびBに対して、横領および動産返還を主張とともに家具の価値増加分に基づく損害賠償を求めて訴えを提起した。原審（County Court）は、「AはPを見つけ出すために合理的な努力をなした。そして、それゆえにAは必需代理人として動産を売却する権限を与えられたのである」とした。そこで、Pが上訴した。本判決（King's Bench Division）は、次のように判示して、Pの上訴を認容し（appeal allowed）、本件を原審に差し戻した（remitted）。「本件では必需代理は成立しない。というのは、Aは家具を売却せざるを得ない緊急事態があったのだという状態を何ら提示しなかったからである。それゆえ、Aは

家具を売却する権限を与えられなかつたのであり、その結果としてAおよびBには横領の責任がある。もし仮にPが1943年にAからの手紙を受け取り、その内容を知っていたかあるいは知るべきであった場合において、Pが家具を回収しなかつたため家具が売却されたのであれば、Pに生じた損失の原因は彼自身の不作為にあったであろう。他方、PがAからの手紙を受け取っていないかった場合には、Pは売却日から自身が売却の事実を知った日までの間に家具の価値が増加したことによる損害賠償の権利を与えられる。したがって、本件は、損害賠償についての必要な事実認定および算定のため、原審（County Court）に差し戻されねばならない。」

本件では、3人の裁判官による意見が述べられた。そのうち、Goddard卿が必需代理の法理に関する次のような意見を述べた。「問題はAが家具を売却するための何らかの法的権利を有していたかどうかである。・・・ごく最近まで、必需代理人は次の2種類の者に限定されてきた。すなわち、(1) 振出人の信用のために為替手形を参加引受した者、および(2) 船長である。・・・船長は、必需代理人として、船を売却あるいは担保に供する権限を有するほか、場合によっては積荷の処分などをする権限を有する。実際、1895年の*Gwilliam v. Twist*事件において、Esher卿は、何らかの状況において必需代理人としてみなされうる者の種類を拡大することが可能かどうかについて、注目すべき疑問を表明した。しかしながら、裁判所は、陸上運送人のケースにおいて緊急性（emergency）を意味する必要性（necessity）が生じる場合、この必需代理の法理を適用することにつき何らの困難も認めなかった。もし仮に運送人が積荷の所有者と連絡を取ることが商業上不可能あるいは非常に困難となる場合、たとえば、ストライキその他の通信遮断のケースにおいて、当該運送人が船長と同様の方法において積荷を売却あるいは処分する権利を与えるべきでないという理由はない。私は、動産が腐りやすい場合やいくらかそれに類似している場合、いなればエサや水などを与えて世話をしなければならない家畜の場合を除いて、必需代理の法理が陸上運送人に適用されたケースを知らない。・・・裁判所は、所有者のauthorityなく他人の動産を売却あるいは処分した場合に必需代理人とみなされうる者の種類を増加させることにつき慎重（slow）となるべきである。もし、現実的な緊急事態が存しないのであれば、その者はこの必需代理の法理の下で行為する権限を与えられることは決してないということは明らかである。本件では、・・・緊急性がなかったことは確かである。本件は、家具により家が壊されたケースでもなければ、家具が泥棒や自然状態にさらされていたケースでもなかつたのである。」

【判例7】*Munro v. Willmott*, [1949] 1 K. B. 295.

ホテルの使用権者AはPとの間で、P所有の自動車を週5シリングで当該ホテルの庭に駐車しておくことを許可する旨の取り決めをなした。その後、Pは別の場所へ転居することになったのだが、そのとき当該自動車には欠陥があったため移動させることができなかつた。そこで、Aは、所定の期間、無償で当該自動車をそこに駐車しておくことをPに許可した。数年後、当該ホテルの所有者Bが、ホテルの庭をガレージに改装することになつたので、Aは当該自動車を移動させねばならないと考えた。そこで、Aは警察などを通じてPと連絡を取ろうと試みたが奏功せず、Pの指図を得ることができなかつた。そのため、Aは当該自動車を処分する必要があると考えた。しかし、当該自動車は悪い保管状態で長期間野ざらしになつたことから、売却可能なものとする必要があつた。そこで、Aは85ポンドの費用をかけて当該自動車を修理した。その結果、当

該自動車は競売により105ポンドで売却された。その後、Pは自分の自動車がもはやホテルの庭に駐車されていないことを知った。そこで、PがAに対して自動車の返還を請求するとともに、動産不法占有（detinue）に基づく損害賠償ならびに自動車の横領を主張して訴えを提起した。本判決（King's Bench Division）は、(1)「必需代理の法理が、敷地に保管された動産のケースに適用されると仮定するならば、本件の事実関係のもとでは、Aが必需代理人として自動車を売却する権限を与えられるために必要な緊急事態は証明されていない」と判示した。(2) その一方で「Aは当該自動車を売却可能にするために費やした費用の支払いを受ける権利を有する。というのは、判決日における自動車の価値の中には、Aがなした仕事の費用分と自動車のために付け加えられた物品の費用分としての85ポンドが含まれているからである」と判示した。

本件ではLynskey裁判官により以下の意見が述べられた。「私は、本件のような性格の動産、すなわち敷地に保管されている品質悪化しやすい性質を有しない動産のケースに、必需代理の法理が適用されるかどうかにつき大いに疑問がある。しかし、もし必需代理の法理が適用されうるのであれば、寄託者のため、その動産を滅失や損害から守り、その価値を保全するために、当該動産の処分を必要とするような現実的な緊急事態があるケースにおいてのみ、それが適用されうるものとなる。本件においては、何らの緊急事態も存しなかったものと思われる。・・・ Aが当該自動車を処分すべき必要性があったのだという実際の証拠はなんら存しない。Aは、これを迷惑（inconvenient）なこと、ある意味で生活妨害（nuisance）であると思ったのかもしれないが、その事情は自動車の処分をせざるを得ないほどの緊急事態ではないのである。当該自動車はその場所に駐車しておくことができたのだ。私は、もし仮に必需代理の法理がこのようなケースに適用されるのだとあっても、Aによる当該自動車の売却を正当化するような現実の緊急事態は何ら存しなかったものと確信している。それゆえ、Pは、当該自動車の不法占有あるいは横領に基づく損害の回復を受ける権利を有する。」

上記三判例の事案と判決を整理すると次のようになる。まず、【判例5】は、国外にいるPのために毛皮を購入したAが、戦争により毛皮をPに荷送りできずPとの連絡も不可能という事情の下で、毛皮を保管することなく売却してしまったことにつき、PがAに対して損害賠償と横領の責任を追及したという事案である。判決は、毛皮を売却すべきnecessityは存在せず、Aは誠実に（bona fide）行為しなかったとして、必需代理の成立を否定した。【判例6】は、P所有の家具を無償で保管していた受寄者Aが、自己の都合とPとの連絡が不可能という事情の下で、その家具を売却してしまったことにつき、PがAに対して横領および動産返還の責任と損害賠償を求めたという事案である。判決は、Aが家具を売却せざるを得ない緊急事態があったことを証明しなかったとして、必需代理の成立を否定し、Aの横領の責任を認めた。そして、【判例7】は、P所有の自動車を無償で保管していた受寄者Aが、自己側の都合とPとの連絡が不可能という事情の下で、自動車を修理して競売により売却してしまったことにつき、PがAに対して自動車の返還、動産不法占有に基づく損害賠償、横領の責任を追及したという事案である。判決は、自動車を売却する必要があるような緊急事態は証明されていないとして、必需代理の成立を否定した。

このように上記三判例は、いずれも動産の受寄者が、一定の事情の下で、動産の所有者からのauthorityなく、当該動産を売却してしまったことが問題となったケースである。そして、どの

判決も必需代理の成立を否定している。そこで、この三判例の結論から、受寄者のケースについては必需代理の法理を適用できないものと解すべきかどうかが問題となる。この点、上記三判例は、いずれも必需代理の法理が受寄者のケースに適用できないと判断したものではなく、一定の要件が満たされていなかったことを理由として、必需代理の成立を否定していることに着目すべきである²⁰⁾。すなわち、【判例5】では、「毛皮を売却すべきnecessityは存在せず、Aは誠実に(bona fide)行為しなかった。」と認定されている。【判例6】では、「Aは家具を売却せざるを得ない緊急事態があったのだという状態を何ら提示しなかった」とされている。また、【判例7】では、「Aが必需代理人として自動車を売却する権限を与えられるために必要な緊急事態は証明されていない」とされている。そうすると、この三判例は、受寄者のケースに必需代理の法理が適用されうることを前提とし、必需代理の法理の成立要件を事案に当てはめて判断しているものと考えられる。このことは、各判例における裁判官の意見をみれば明らかである。

まず、【判例5】において、McCardie裁判官は、必需代理の法理の適用は船長や為替手形の参加引受人のケースに限定されるものではなく、必需代理の成立要件（①本人と連絡が取れないこと、②necessityがあること、③誠実に(bona fide)行為したこと）を満たす場合には、それ以外のケースにも広く適用されうるのだという積極的な立場をとった²¹⁾。その上で、本件では、necessityの要件と、誠実(bona fide)の要件を満たしていなかったとして、必需代理の成立を否定している。次に、【判例6】でGoddard卿は、積荷や寄託された動産が腐りやすい場合やいくらかそれに類似している場合（エサや水などを与えて世話をしなければならない家畜のような場合）には、一定の要件の下で、陸上運送人や受寄者のケースにも必需代理の法理が適用されうることを示唆している²²⁾。その上で、本件では、緊急性がなかった（necessityの要件を満たしていなかった）ことを理由に、必需代理の成立を否定した。ただし、Goddard卿は、「裁判所は、所有者のauthorityなく他人の動産を売却あるいは処分した場合に必需代理人とみなされうる者の種類を増加させることにつき慎重(slow)となるべきである。」とも述べており、McCardie裁判官とは異なり、必需代理の法理の適用範囲を制限的に認めるものであると解する見方もある²³⁾。そして、【判例7】において、Lynskey裁判官は、寄託された動産が品質悪化しやすい性質を有しない場合に、必需代理の法理が適用されるかどうかにつき大いに疑問があるとしつつ、現実的な緊急事態という要件を満たせば、受寄者のケースにおいても必需代理の法理が適用されうるとしている。その上で、本件では、自動車の売却を正当化するような現実の緊急事態は何ら存しなかった（necessityの要件を満たしていなかった）として必需代理の成立を否定している。これは、Godderd卿と同様に、寄託物が腐りやすい（品質悪化しやすい）性質を有する動産である場合に限定して必需代理の法理を適用するという立場をとったものとみられる²⁴⁾。

そうすると、上記三判例は、一定の要件を満たす場合には、陸上運送人と同様に受寄者のケースにも必需代理の法理を適用できるとの判断をしたものと解釈できる²⁵⁾。しかし、この三判例の事案は、PとAとの間にはもともと何らかの契約関係があったという点に注意する必要がある（【判例5】では毛皮買付の委託および無償寄託関係、【判例6】では家具の無償寄託関係、【判例7】では自動車の無償寄託関係があった）。そうすると、陸上運送人の箇所で指摘したように、PとAとの間にはもともと寄託関係に基づくimplied authorityがあったといえ、そのimplied authorityの範囲を解釈（拡張）することにより事案を解決できるのであれば、必需代理の法理

を適用する必要性はないとする考え方もある²⁶⁾。

なお、1952年に制定されたDisposal of Uncollected Goods Actによれば、動産の受寄者は一定の要件を満たすことを条件として、寄託者の所有物を売却することが認められている²⁷⁾。しかし、この法律は、その適用範囲を「修理その他の措置のためにビジネスの過程において受寄者によって引き受けられた動産」の場合に制限しており、無償寄託のケースを顧慮しないようである²⁸⁾。それゆえ、上で検討したような（無償）受寄者のケースには、この法律は適用されないと考えられる²⁹⁾。

4. 海難救助のケース（Salvage）

船舶が海難に遭遇した場合において、船長が海難救助者との間で海難救助契約を締結したり、海難救助者が救助した積荷を倉庫に預けその費用を積荷の所有者に償還請求するような場合に、必需代理の法理が適用されるかどうかが問題である。この点について判断した重要な判例として、Winson号事件が挙げられる。

【判例8】China Pacific SA v. Food Corporation of India, The Winson, [1981] 3 All ER 688.

1974年10月、積荷の所有者Pは、積荷の小麦をアメリカからインドまで運送するために、航海傭船契約により船主からWinson号という船を一隻チャーターした。1975年1月21日、Winson号は、インドに向かって航行していたのだが、南シナ海で暗礁に乗り上げてしまった。翌日、船長と海難救助者Aとの間で、Lloyd's open formによる海難救助合意がなされた。当該合意にしたがい、Aは2月10日から4月20日までの間、海難救助サービスを履行した。その結果、一部の小麦が救助された。救助された小麦は、Aが提供した船に載せられてマニラまで運ばれた。ところが、Aはマニラに自身の倉庫を有しておらず、当該小麦を品質悪化の危険から守るため、第三者Tの倉庫でそれらを保管する手配をおこなった。Pは、小麦の保管についてAから通知を受けたが、代替的な提案もなさず、小麦の引渡しにつき何らの要求もしなかった。そこで、Aが小麦の保管にかかる費用を負担した。4月24日、船主は、航海を終了し、それをPに通知した。5月20日、Aは海難救助サービスの終了に関する通知をPに与えた。8月5日、Pは、救助料裁定額相当の保証を与えたことで救助された小麦の占有を得た。しかし、Pは、マニラに到着したときから4月24日に航海が取りやめになるまでに、救助された小麦が荷降ろしされ、倉庫に保管されるのにかかった費用をAに支払うことを拒んだ。そこで、Aは、これらの費用の支払を求めて、Pに対して訴えを提起した。

第一審（Commercial Court）は、これらの費用を支払う責任はPにあるだと判示した。そこで、Pが上訴した。控訴院（Court of Appeal）は、本件においてAはその提供したサービスにつき費用償還を受ける権利を与えられないと判示して、第一審判決を破棄した。そこで、Aが、貴族院（House of Lords）に上訴した。貴族院は、次のように判示して、控訴院判決を破棄した（reversed）。「海難救助作業の過程において、積荷が船から荷降ろしされ、海難救助者により提供された手段によって、船とは別に安全な場所まで運ばれた場合、当該海難救助者と積荷の所有者との間に生じる関係は寄託者と受寄者の関係である。当該寄託関係は、海難救助者によって提供された船に積荷が積み込まれると同時に生じ、積荷の占有が海難救助者のはうに離れていくと（移転すると一筆者）、船主は積荷の上に有していたであろう何らかの物的担保（possessory

lien) を失うことになる。海難救助合意の下では、積荷の海難救助サービスに関する海難救助者の報酬につき責任があるのは、積荷の所有者であって、船主ではない。なぜなら、海難救助合意は、とりわけ積荷の所有者の代理人たる船長によってサインされたものであり、積荷につき提供された海難救助サービスの費用を支払う責任があるのは、積荷の所有者であって、船主ではないからである。(本件では) 海難救助サービスが終了し、Pはマニラにおいて積荷を保管するというAの提案を受けたのだが何らかの指図を与えることを怠った、そのときにAが無償寄託のもとで、救助された積荷を保持するにいたったのである。この無償寄託は、積荷が風雨にさらされることによって品質悪化してしまうことから守るために、思慮分別ある者が自己の財産を守るためにとるであろうと同様の行動を海難救助者がとるべきことを要求している。これらの行動をおこなう見返りに、海難救助者は受寄者として、積荷を保護したことによって彼らが合理的に負担した費用を積荷の所有者から返還される権利を有するにいたるのである。それゆえに上訴が認められたのである。」

ところで、本貴族院判決では5人の裁判官による意見が述べられた。そのうちSimon卿が次のような意見を述べた。「必需代理が生じうる方法の一つは、AがBの財産である動産を占有し、かつ当該動産が急迫した危険にさらされるという緊急事態が発生するという場合である。もしAがそのような状況においていかに行動すべきかにつきBから指図を得ることができない場合には、Aはauthorityがなくとも、Bが思慮分別ある所有者として当該状況において自らとるであろうと思われる行動を当該動産に関してとるよう拘束される。この場合のAとBの関係は『必需代理』として知られており、Aが代理人、Bが本人になる。一般に必需代理についての諸問題は、Aが動産に関してCとの間で契約を締結する場合に、Bがその契約によって拘束されるかどうかという問題として生じる。混乱を避けるために、『必需代理人』はそのような契約の場面に限定されるべきであるとの純粋な用語上の主張は、その他の一般的な代理の事案がAとBとの間の関係から除外されるということを意味しない。とりわけ、Aが緊急性があるという状況においてBの動産を保全するのに合理的な費用を負担する場合には、AはBにより費用償還される権利を与えられる。『必需代理人』という用語を契約の場面に限定することは、しばしば寄託法が本件のような本人とされる者と必需代理人との間の問題を解決するであろうという事実によって正当化される。しかし、時には、代理法がより役に立つこともあるだろう。・・・というのは、代理人は本人の利益のために合理的に負担した費用について補償(indemnity)をうける権利を与えられるからである。」「本件を必需代理のケースとして扱うことが事実上困難であることに加えて、Aを必需代理人として扱うことに関しては法的な困難もある。というのは、必需代理が成立するためには、おこなわれる行為が、代理人とされる者の利益ではなく本人とされる者の利益の保全のために必要なものでなければならず、代理人とされる者は本人とされる者のために誠実に(bona fide)行動したのでなければならないからである。控訴院は、Aが救助された積荷を保管した目的は積荷に関する自己の物的担保(lien)を維持することであっただと判示した。これは少なうとも部分的にはAの目的であったことに疑いはない。」

本件は、船長との間で海難救助契約を締結し、積荷に関して救助サービスを提供した海難救助者Aが、当該積荷を倉庫Tに預けその費用を負担した場合において、Aが積荷の所有者Pに対してその費用の償還を求めたという事案である。貴族院は、必需代理の成立を否定したうえで、A

とPとの関係は寄託関係であるとし、Aには受寄者としてなした行為につきPから費用償還を受ける権利があるとした。

そこで問題とされたのは、本件のような海難救助のケースにおいて必需代理の法理が適用されるかどうかである。この問題については次の二つの場合に分けて考えなければならない。まず第一に、船長が、積荷の所有者の利益のために海難救助契約を締結したときに、その契約の効果が積荷の所有者に帰属するかどうかが問題となる場合である³⁰⁾。第二に、海難救助者が、海難救助サービス終了後に、救助した積荷を倉庫に預けその費用を負担したようなときに、積荷の所有者に対して費用償還請求できるかどうかが問題となる場合である。

この点につき、Simon卿は、「一般に必需代理についての諸問題は、Aが動産に関してCとの間で契約を締結する場合に、Bがその契約によって拘束されるかどうかという問題として生じる。」と述べて、第一の場合に必需代理の法理が適用されることを認めている。さらに、「混乱を避けるために、『必需代理人』はそのような契約の場面に限定されるべきであるとの純粋な用語上の主張は、その他的一般的な代理の事案がAとBとの間の関係から除外されるということを意味しない。とりわけ、Aが緊急性があるという状況においてBの動産を保全するのに合理的な費用を負担する場合には、AはBにより費用償還される権利を与えられる。」と述べて、第二の場合にも必需代理の法理が適用されうることを示唆している。このSimon卿の意見は、傍論ではあるが、必需代理の法理の適用を広く認める立場をとったものと評価されており³¹⁾。貴族院裁判官の意見として重要な意味を有しているものといえよう。

なお、本貴族院判決では必需代理の法理は適用されなかつたが、その要因の一つは海難救助者Aが自己の物的担保（lien）を維持する目的で積荷を保管したために誠実（bona fide）の要件を満たしていなかつたことにあった。もし仮に、そのような事情がなかつたとすれば、本件において必需代理の法理が適用された可能性もあつたのではないかと思われる³²⁾。

5. 部外者のケース（Stranger）

物の所有者と何らの契約によっても拘束されていない部外者が、その物について必要な世話やサービスを提供したというケースに必需代理の法理が適用されうるかどうかが問題である。これについては次の二つの古い判例が重要である。

【判例9】Binstead v. Buck (1776), 2 Wm. Bl. 1117.

Pの所有する犬が迷子となり、その12ヶ月後にAの家で見つかった。Pがその引渡しを請求したところ、Aはその犬が自分の家に偶然迷い込んできたので20週間飼育したのだと主張して、犬の引渡前にその飼育費用として20シリング支払えと請求した。そこで、PがAに対して動産侵害（trover）を理由として訴えを提起した。判決は、Aによる犬の引渡しの拒絶が横領（conversion）になるかどうかにつき、P勝訴とした。すなわち、Aの行為は違法性が阻却されず、動産侵害となり、Aは横領の責任を負うとされたのである。

【判例10】Nicholson v. Chapman (1793), 2 H. Bl. 254.

Pの所有する材木がテムズ川の川岸にある船着場に置かれていた。その材木は、そこにロープで結び付けられていたのだが、誤って解き放たれてしまい、川に流されてある莊園の船道の上に流れ着いた。その状況を発見した莊園の使用人Aが荷馬車でその材木を船道から少し離れた安全

な場所まで移動させた。その後、PがAに対して材木の返還を請求したところ、Aは、救助料および補償として6ポンド余りを支払わない限り材木を引き渡さないとしてその請求を拒絶した。しかし、Pはこの要求に応じず、何ら金銭を支払わなかった。そこで、Pは、Aに対して、材木についての動産侵害訴訟（action of trover）を提起した。判決は、「Aはその材木を運ぶために費やした労力や費用につきその材木の上に物的担保（lien）を有しない。そして、Aは、労力や費用についての補償をPから支払われていないとしても、返還請求があり次第その材木をPに引き渡さなければ、動産侵害行為についての責任を負う。しかし、おそらくそのようなケースでは、Aは労力や費用についての補償を受けるためにPに対する訴訟を継続することができるであろう。」として、動産侵害についてP勝訴とした。

本判決では、Eyre首席裁判官による以下のような意見が述べられた。まず、Aへの補償の可否については、「本件材木は、川岸で発見され、Aに占有され、何らの特別な尽力も、少しの人的危険もなく、実質上非常にわずかな労力をもって保護された。それゆえ、本件は、単に所有者のために物を拾得し、それを保護したというケースにすぎない。このようなケースは、少なくとも道徳的な意味では、好意的かつ価値ある行為なのであって、所有者の正義・道義（justice）として、さもなければ物の所有者の報償（bounty）として、当事者に何らかの合理的な補償の権利が与えられる。もし仮に、補償の支払いが拒絶された場合には、公平な裁判所はできる限りその支払いを強制するだろう。」と述べて肯定的な意見を述べた。しかし、Aの物的担保（lien）の有無については、「偶然にも紛失あるいは置き忘れられた他人の財産を見つけ、その物を保護するためおよびその所有者を探すために任意的に労力や費用を負担した者が、合理的な補償額の支払いのためにその物の上に物的担保（lien）を有するかどうかの問題について、そのような権利を主張し認められた事例は存在しない。犬のケース（Binstead v. Buck事件一筆者）は、犬の物的担保（lien）が主張され認められなかったケースであるが、あまりにも明白すぎて主張が許されなかつた事例であると思われる。」として、これを否定した。

この二つの判例は、部外者AがP所有の物（犬、材木）を拾得し、緊急性があるという事情の下で、AがPのauthorityなく、その物を保護するために必要なサービス（世話や保管）を提供したという事案である。両事件とも、Aが自己の物的担保（lien）を主張してPに費用償還を求めたのに対し、PはAの動産侵害に基づく横領の責任を主張している。判決は、いずれも動産侵害につきP勝訴としているので、Aの行為の違法性は阻却されないという結論をとった。なぜ動産侵害になるのかについては、両事件の判決理由において詳しく述べられていないが、その理由は、イギリス法においては事務管理制度（negotiorum gestio）が認められていないことに起因するものと思われる³³⁾。また、両判決では、Aが負担した費用の償還が認められていない。その理由は、イギリス法上、任意に他人のために必要である労務やサービスを提供することにより費用を負担した者は、費用を負担する何らかの法的権限を欠いている場合には費用償還請求できないというのが原則とされており³⁴⁾、両判決はこの原則に従ったからであると思われる。つまり、Aの費用償還が認められないのは、利益あるいは負担をその背後にある者に課すことはできないという一般原則からの帰結なのである³⁵⁾。そうすると、この両判決のようなケースには必需代理の法理は適用されないということになる³⁶⁾。

しかし、この両判決の結論から、直ちに部外者のケースにおいては全く補償や費用償還が認め

られないということにはならない。すなわち、【判例10】において、Eyre首席裁判官は、「このようなケースは、少なくとも道徳的な意味では、好意的かつ価値ある行為なのであって、所有者の正義・道義（justice）として、さもなければ物の所有者の報償（bounty）として、当事者に何らかの合理的な補償の権利が与えられる。もし仮に、補償の支払いが拒絶された場合には、公平な裁判所はできる限りその支払いを強制するだろう。」との意見を述べている。この意見は、必需代理の法理（あるいは事務管理）に基づく費用償還は認められないが、それとは別の法理に基づいてAはPから補償されるべきという見解であると思われる。また、部外者のケースの中には、例外的に費用償還が認められたケースがある。部外者が死者の葬式費用を負担したというケースがそうである。これは、上記判例のように物を世話をしたというケースではないが、部外者が死者の地位に代わって葬式費用を負担した場合において、その部外者は死者の遺言執行者（既婚女性の葬式費用についてはその夫）から葬式費用の償還を受けることができるとされているのである³⁷⁾。この葬式のケースについて、学説では、事実上法が事務管理（negotiorum gestio）を認めたものであると解する見解や³⁸⁾、必需代理の法理が適用されたものであると解する見解がみられる³⁹⁾。また、Fridmanは、このケースのように、部外者に費用償還が認められたケースは、「必需代理のケースとして認められたのではなく、準契約（quasi-contract）のケース（あるいは不当利得（unjust enrichment）や原状回復（restitution）のケース）として認められたものである。これらのケースは、通常、自分に代わって行為をしてもらった者と第三者との間の関係に影響を及ぼさないのであるから、必需代理のケースやそれに類似したケースとしてみなすのは不合理であると思われる。」との見解を述べている⁴⁰⁾。このように、部外者のケースにおいて、費用償還が認められるのかどうか、あるいは必需代理の法理が適用されるのかどうかについては判例・学説上議論があり、未解決の問題であると思われる⁴¹⁾。

四. 判例の整理

1. 総説

以上検討したように、まず、【判例1】のParke裁判官や【判例2】のEsher卿は必需代理の適用範囲を船長と為替手形の参加引受け人のケースに限定する意見を述べた。これは、必需代理の法理の適用範囲を最も狭く典型的なケースのみに限定するものであった。しかし、陸上運送人のケースである【判例3】のPollock裁判官や【判例4】のScrutton裁判官は、一定の要件を満たす場合には、陸上運送人のケースにおいても必需代理の法理が適用されるとの立場をとっている。これは、必需代理の法理を典型的なケース以外にも拡張して適用できることを認めたものとして評価できる。しかし、陸上運送人にはもともと運送契約に基づくimplied authorityがあり、そのauthorityの範囲の問題として事案を解決できたとも考えられ、必ずしも陸上運送人のケースに必需代理の法理を適用する必要性はないとする見方もある。また、受寄者のケースのうち、【判例5】のMcCardie裁判官は、一定の要件を満たす場合には、必需代理の法理が他のケースにも広く適用されうるという積極的な立場をとった。これは、必需代理の法理の適用範囲を最も広く解する見解であるといえる。しかし、【判例6】のGodderd卿および【判例7】のLynskey裁判官は、寄託物が腐りやすい性質を有する動産である場合に限って必需代理の法理を適用するという限定

的な立場をとった。その一方で、近時の海難救助のケースである【判例8】においてSimon卿は、必需代理の法理の適用を広く認める立場をとったと評価されている。このSimon卿の意見は、傍論ではあるが、貴族院裁判官の意見として重要な意味を有しているものと考えられる。ただし、本貴族院判決自体は、必需代理の成立を否定したうえで、寄託契約上の問題として費用償還を認めており、【判例8】のような海難救助のケースにおいて必需代理の法理が適用されるかどうかについては流動的である。なお、部外者のケースである【判例9】【判例10】のような事案では、必需代理の法理は適用されないものと考えられてきた。しかし、部外者が葬式費用を負担した事案のように必需代理の法理（あるいは事務管理）が適用されたと考えられる判例もあり、必ずしも部外者のケースに必需代理の法理が適用され得ないとはいえないと思われる。

このように、必需代理の法理の適用範囲に関するイギリス判例（裁判官の意見）の立場は必ずしも一致しているとはいえない。そこで、私見は、試論として、判例の事案を以下のように整理することにより、実際にどのようなケースにおいて必需代理の法理が適用されうるのかについて考えたいと思う。

2. 私見

上記で検討した各判例の事案は次の方法で整理することができる⁴²⁾。まず、(1)一定の緊急事態が生じた場合において、AがPの同意を得ずに、第三者Tとの間で何らかの契約を締結したときに、PはTとの関係で拘束されるかどうかが問題となった事案なのか、それとも(2)一定の緊急事態が生じた場合において、AがPの同意を得ずに、何らかの費用を負担したときに、AはPに対して費用償還を請求することができるかどうかが問題となった事案、あるいはAがPの同意を得ずに、何らかの行為をしたときに、AはPからの不法行為に基づく訴え（動産侵害や横領の訴え）に対して抗弁できるかどうかが問題となった事案なのに分類できる。

次に、(a) 何らかの緊急事態が生じた場合において、AとPの間にはすでに既存の代理関係や契約関係が存在していたが、その緊急事態が既存の代理関係や契約関係の範囲（authorityの範囲）には含まれていなかったという事案なのか、それとも (b) 何らかの緊急事態が生じた場合において、AとPとの間には代理関係や契約関係が存在していなかったという事案なのに分類できる。

そこで、私見は、上の分類にしたがい、判例を以下のように整理したいと考える。

① (1) — (a) 型

船長Aが緊急の必要性がある場合において船主や積荷の所有者Pの同意なく第三者Tとの間で船や積荷に関して何らかの契約（海難救助契約、積荷を担保にした冒険貸借契約など）を締結し、その契約の効果がPとTとの間に生じるかどうかが問題となるケース、および遺棄された妻が夫Pの信用を担保にして商人Tから生活必需品を購入するケースがこの型に分類されうる。この型に当てはまるケースのうち、典型的ケースである船長のケースと遺棄された妻のケースについては、従来から判例上も必需代理の法理が適用されてきたことから、その適用が認められることに問題はない（ただし遺棄された妻については立法により現在では適用がなくなっている）。しかし、それ以外のケースについては、必需代理の法理の適用があるかどうかにつき検討する必要がある。たとえば、判例にはないが、陸上運送人Aが積荷を倉庫業者Tに預け、Tがその費用を積

荷の所有者Pに直接請求するような場合である。このようなケースについては以下のように解釈できないであろうか。すなわち、何らかの緊急事態が生じたときにおいて、Aのなした行為が、もともとAがPとの関係で有していたimplied authorityの範囲を拡張することによって、その中に含まれると解釈できる場合には、必需代理の法理によらずとも、PはTとの関係で拘束されると考えることができる。一方、何らかの緊急事態が生じた場合において、Aのなした行為が、もともとAが有していたimplied authorityの範囲を拡張することによっても、そのauthorityの範囲に含まれると解釈できない場合には、必需代理の法理が適用されると考えることができる⁴³⁾。

② (1) — (b) 型

PとAとの間には何ら既存の契約関係も代理関係もないにもかかわらず、AがPのために第三者Tとの間で何らかの契約を締結し、その効果がPとTとの間に生じるかどうかが問題となるようなケースがこの型に当てはまる。たとえば、判例にはないが、道端に倒れて意識のないPを、たまたま通りかかった部外者Aが病院Tに連れてゆき、AがTとの間でPのために医療契約を締結するような場合が想定される。このような場合には、原則として、必需代理の法理は適用されないとする見解がある⁴⁴⁾。しかし、このようなケースについては、必需代理の法理の適用あるいは別の法理の適用の可能性を別途検討する必要があると思われる。

③ (2) — (a) 型

上記で検討した判例のうち、陸上運送人のケースである【判例3】【判例4】、受寄者のケースである【判例5】【判例6】【判例7】、および海難救助のケースである【判例8】がこの型に当てはまる。これらのケースでは、必ずしも必需代理の法理による必要はなく、運送契約や寄託契約などの既存の契約関係や代理関係に基づく権利義務の範囲の問題として、費用償還や違法性阻却の問題を解決すればよいとする見解がある⁴⁵⁾。しかし、【判例5】のMcCardie裁判官の意見に象徴されるように、各判例の裁判官の意見においては、必需代理の法理の適用をこのようなケースにも認めようとする立場もあり、一概に必需代理の法理がこのようなケースに適用されないと断定することはできないと思われる。

④ (2) — (b) 型

典型的ケースの一つである為替手形の参加引受人のケース、および【判例9】【判例10】がこの型になるであろう。為替手形の参加引受人のケースを除いて、このようなケースでは、必需代理の法理は適用されないというのが多くの判例・学説の採用する立場である。なお、Fridmanは、必需代理とは別の法理、たとえば、準契約（quasi-contract）や不当利得（unjust-enrichment）あるいは原状回復（restitution）の法理によって解決されるという注目すべき見解を述べている⁴⁶⁾。しかし、部外者が葬式費用を負担した事案のように、判例上、必需代理の法理（あるいは事務管理）が適用されたと考えられるケースもあり⁴⁷⁾、必ずしもこのようなケースに必需代理の法理が適用され得ないとはいえない⁴⁸⁾。

以上のように整理すると、純粋に必需代理の法理が適用されるケースは、非常に限られているものともいえる⁴⁹⁾。最も制限的に考えれば、典型的のケースを除くと、上記(1) — (a) 型のうち、何らかの緊急事態が生じた場合において、Aのなした行為が、PとAとの関係（既存の代理関係・契約関係等）においてもともとAが有していたimplied authorityの範囲を拡張することによっても、authorityの範囲に含まれると解釈できない場合に、必需代理の法理が適用されうるにす

ぎないともいえる。しかし、ローマ法のような事務管理制度のないイギリスにおいては、必需代理の法理が有効に働く場面もあると考えられ、必需代理の法理の適用範囲を必ずしもそのように限定的に解する必要性はないものとも思われる。とくに、(1) — (b) 型や (2) — (b) 型のようなケースに必需代理の法理が適用されうるかどうかについては慎重な検討が必要であると思われる⁵⁰⁾。

五. おわりに—今後の課題

以上のように、本稿では、必需代理の法理の適用範囲が問題となつたイギリス判例を検討することにより、典型的ケース（船長・為替手形の参加引受人・遺棄された妻のケース）以外のどのようなケースに必需代理の法理が適用されうるのかを考えてきた。そして、私見として、判例を上記のように整理することができた。しかし、この整理はいまだ不十分なものであり、試論の段階である。なぜならば、必需代理の法理の諸問題について検討するためには、implied authorityやapparent authorityなどのイギリス代理法上のさまざまなauthorityの種類や内容を詳しく検討する必要があるし、ローマ法における事務管理制度（negotiorum gestio）のほか、準契約法（quasi-contract）、不当利得法（unjust-enrichment）、原状回復法（restitution）といった諸制度についても検討しなければならないからである。そこで、今後は、必需代理の法理と密接な関わりのあるこれらの諸制度を検討するとともに、必需代理の法理を含めたイギリス代理法の他分野の研究、さらにはわが国の代理法や事務管理制度との比較研究を進めていきたいと考えている。

<注>

- 1) 高森哉子『代理法の研究』（法律文化社、2008年）92頁<以下、高森・前掲書と表記する>。なお、以下では、本人を P (Principal)、代理人を A (Agent)、第三者を T (Third party) と表記する。ところで、necessityという語句は、一般的には「必要性」または「必需性」という意味であるが、以下では誤解を避けるためnecessityという語句をそのまま使用する。
- 2) この点については、拙稿「イギリス法における必需代理の成立」大阪電気通信大学人間科学研究14号31頁以下（2012年）参照<以下、拙稿・前掲論文と表記する>。
- 3) 必需代理の法理の適用範囲について検討しているイギリス代理法の主要な文献として次のものが挙げられる。Fridman, *The Law of Agency* (2nd edn 1966), pp.68-76. <以下、Fridman (2nd)と表記する>; Fridman, *The Law of Agency* (6th edn 1990), pp.120-129. <以下、Fridman (6th) と表記する>; Powell, *The Law of Agency* (1952), pp.329-339. <以下、Powellと表記する>; Hanbury, *The Principles of Agency* (2nd edn 1960), pp.42-46. <以下、Hanburyと表記する>; Bowstead, Bowstead & Reynolds on Agency (18th edn 2006), pp.139-150. <以下、Bowsteadと表記する>; Treitel, *Agency of Necessity* (1954), 3 University of Western Australia L. Rev. 1. at 1-12. <以下、Treitelと表記する>. また、邦文献として、高森哉子「イギリス代理法入門（3）」光華女子短大研究紀要36集109頁以下（1998）、高森・前掲書92頁以下がある。
- 4) Fridman (2nd), p.69. ; 拙稿・前掲論文31頁以下参照。なお、Treitelは、十分に確立された必需代理のケースとして、(1) 為替手形の参加引受人、(2) 船長、(3) 海難救助、(4) 遺棄された妻の4つを挙げる。

Treitel, pp.1-2.

- 5) たとえば、Gratitudine号事件 ((1801), 3 C. Rob. 240) が挙げられる。本件は、果物を載せた船が大嵐に見舞われたため、船と積荷の安全および船員の生命の保護のため、船長Aの判断で近くの港に寄港して積荷を降ろし、船の修理費用および積荷の荷降ろしにかかった費用を支払うべく船および積荷を担保として、冒険貸借によりTから金銭を借りたという事案である。一般海事事件裁判所は、「海難の場合における積荷に関する船長の権限として、船長は、航海を続けるために必要 (necessary) な修理をするために外国の港において積荷を担保に入れることができる」とした。
- 6) 為替手形の参加引受人について言及した判例として、Hawtayne v. Bourne事件 ((1841), 7 M. & W. 595) が挙げられる。本件は、為替手形の参加引受において必需代理が成立するかどうかについて争われたケースではないが、判決において、Parke裁判官は、「そのような権限（必需代理に基づく権限一筆者）は、船長のケースおよび手形振出人の信用のために為替手形を引き受けた者のケースを除き存在しない。後者のケースは、商慣習法 (law of merchants) に由来するものである。」との意見を述べている。Ibid, at 599. なお、現在ではこのケースは1882年の為替手形法 (Bills of Exchange Act 1882, ss.65-68) により立法化されているので、必需代理を根拠とする必要性はなくなっている。
- 7) たとえば、James v. Warren事件 ((1706), Holt. K. B. 104) が挙げられる。本件は、夫Pが妻Aを遺棄したため、AがPの信用を担保にして商人Tから生活必需品を手に入れたあと、TがPにその支払いを請求したところ、Pはその代金の支払いを拒んだため、TがPに対してその支払を求めて訴えを提起したという事案である。判決は、「もし仮に夫が妻から逃げ出しあるいは妻を追い出したにもかかわらず、妻を扶養するために必要な金を妻に渡さなかった場合、その夫は妻に生活費あるいは生活必需品を得るために信用を与えるのである」と説示した上で、「夫によって遺棄された妻に与えられた金銭や物品は夫から回復されるべきである」とした。なお、遺棄された妻の必需代理は、1970年の婚姻関係事件訴訟手続および財産法 (Matrimonial Proceedings and Property Act 1970, s.41) によって廃止された。Bromley, Family Law (8th edn 1992), p.650. ; 高森・前掲書96-97頁参照。そして、遺棄された妻の扶養に関しては、1973年の婚姻関係事件法 (Matrimonial Causes Act 1973, s.27) の下で立法的に解決されている。辻朗「イギリス国会制定法における夫婦扶養」京都教育大学紀要49号156頁 (1976)。
- 8) Friedman (2nd), p.69. ; 高森・前掲書93頁参照。
- 9) James Phelps & Co. v. Hill, [1891] 1 Q. B. 605. なお、"necessity" とは、当該行為が「合理的に必要」であるということを意味するとされ、何が合理的な必要にあたるのかについては、危険性、距離、収容能力、費用、時間などの具体的な事情が考慮されなければならないとされる。Ibid, at 610 per Lindley L. J.
- 10) The Australia (1859), 13 Moo. P. C. C. 132.
- 11) Tronson v. Dent (1853), 8 Moo. P. C. C. 419, at 451-453.
- 12) Bowstead, p.139.
- 13) なお、Fridmanによれば、代理におけるauthorityのうち、express authorityとは、PがAを代理人に選任するときに、PからAに対して明示的に与えられるauthorityをいう。そして、implied authorityとは、このexpress authorityを行使する通常の方法に従って、express authorityを行使するのに必要なかつ通常付随するすべてのことがらをなし得るauthorityをいう。Fridman (6th), pp.59-69. ; 高森・前掲書14頁参照。
- 14) なお、Parke裁判官の意見に対して、Chorleyは、「この将来有望な法理の生成・発展は、律法主義 (legalistic) という名の学校の大司祭であるParke裁判官によってメドゥーサのように睨みつけられ、萎縮してしまった。」と痛烈に批判している。Chorley, Liberal Trends in Present-Day Commercial Law, (1939) 3 Modern L. R. 272, at 275. ; Powell, p.330.
- 15) Prager v. Blatspiel, Stamp and Heacock, Limited事件において、McCardie裁判官は、この両判決を必需代理の法理が適用された事案とみなしている。[1924] 1 K. B. 566, per McCardie J. また、Sachs v. Miklos事件において、Goddard卿は、この両判決を、「動産が腐りやすいものである場合やそれと類似した

カテゴリーである場合、すなわち動産がエサや水を与えて世話をしなければならない家畜である場合」について、船長に関する必需代理の法理を拡張するものと解した。[1948] 1 All E. R. 67, [1948] 2 K. B. 23, per Lord Godderd C.J. ; Fridman (2nd), p.72.

- 16) Fridmanは、「Sims & Co. v. Midland Rail. Co.事件は、実際には、運送契約違反の事例であって、代理の事例ではない。それゆえ、この事件においてもGreat Northern Rail. Co. v. Swaffield事件においても、必需代理の法理に関わるものとして考慮することはできず、単に、動産が腐ってしまう危険性があるという事情の下で、動産の運送人に対して与えられていたauthorityの範囲を決定するものとして、換言すれば、引渡しの不履行や引渡しの過程において負担した費用に対する運送人の責任を限定するものとして考慮される。」とする。Fridman(2nd), p.72.
- 17) Prager v. Blatspiel, Stamp and Heacock, Limited 事件 ([1924] 1 K. B. 566)において、McCardie裁判官がこのような立場をとっている。また、Treitelは、「必需代理の法理が陸上運送人による動産の売却を正当化することについては、一般的に認められている。この場合における必需代理の法理の拡張はそれほど確固としたauthorityの根拠に基づくものではないけれども認められている。」として、陸上運送人に必需代理の法理が一般的に適用されることを認めている。Treitel, p.4.
- 18) このような意味でのimplied authorityについては、注13参照。
- 19) Fridmanは、「運送人の行為から生じる権利・義務の問題に関する限り、彼らの地位を必需代理人の地位としてみるのか、それとも、運送契約の下での彼らの権利・義務には所有者のために腐りやすい動産の世話をする権利・義務（極端な事情の下では所有者のために動産を売却する権利・義務）が含まれているとみるのかという点には、実際上の重要性はほとんどないように思われる。」と述べている。Fridman (2nd), p.72.
- 20) この点につき、Treitelは、「2つの事件 (Sachs v. Miklos事件とMunro v. Willmott事件一筆者)において、無償受寄者は実際には必需代理の法理により横領の訴えから保護されなかった。しかし、判決理由は、無償受寄者と寄託者との間に必需代理の法理を適用できないとしたのではなく、本件では実際上売却のnecessityがなかったという理由で適用しなかったというものであった。」とする。Treitel, p.5. また、Fridman (2nd), pp.72-74も参照。
- 21) Fridman (2nd), p.72. ; Powell, p.332. なお、このMcCardie裁判官による積極的な見解に対しては、Jebara v. Ottoman Bank 事件のScrutton裁判官が次のような意見を述べている。「必需代理人がもともとの既存の代理 (original and subsisting agency) から発展し、もともとの契約の中に規定されていない予期しない出来事につきそれを適用するだけであれば、必需代理の法理を拡張することの困難はより少なくなる。（この考え方によれば）船長が必需代理人になるのは普通のことなのである。しかし、腐りやすい動産や家畜の拾得者のケースのように何らの既存の代理関係 (pre-existing agency) もない場合には、この見解をとることは全く困難であると思われる。」。Jebara v. Ottoman Bank, [1927] 2 K. B. 254, per Scrutton L. J. このScrutton裁判官の意見は、McCardie裁判官による必需代理の法理の適用範囲を広く解する積極的な見解に対し、必需代理の法理の適用を既存の代理関係がある場合に限定して認めるという消極的な見解であるとみられる。Fridman (2nd), p.72-73. ; Powell, p.332. ; Treitel, p.4.
- 22) この点につき、Fridmanは、「この判例は、無償受寄者は必需代理人になることができるのだといえるほど強い先例 (strong authority) ではないが、寄託が腐りやすい危険性のある動産に関わっている場合には、受寄者は必需代理人になることができるのだということが裁判所の判断の中に示唆されたといえる。」とする。Fridman (2nd), p.73.
- 23) この点につき、Powellは、「Goddard卿は、Gwilliam v. Twist事件におけるEsher卿やJebara v. Ottoman Bank事件におけるScrutton裁判官によって提唱された必需代理についてのより制限的な見解を受け入れる方向へ傾いた。」と述べている。Powell, p.337. また、Treitelは、「Scrutton裁判官による必需代理の法理を狭く解する見解には、いくつかの難点がある。」としてScrutton裁判官の見解を批判している。Treitel, p.4.
- 24) Powell, pp.337-338.
- 25) Treitel, p.5.

- 26) この点につき、Fridmanは、「実際には、動産を売却した者（受寄者一筆者）の地位を、必需代理人の地位としてではなく、通常生じる代理人の地位としてみなすための何らかのauthority (good authority) が存在するように思われる。そして、このようなauthorityは、予期しない緊急事態をカバーすべきであるという事情が作用して拡張されるのである。」とし、「極端にいえば、法は、necessityがあるというケースにおいては、以前に任命された代理人はそのauthorityの範囲を越えて行為をなしうるのだと説明することにより、その者がauthorityなく行為することを許容し、当該行為によって利益を受けた本人を拘束するようになるだろうと思われる。しかし、これは、実際には、必需代理の法理の役割ではないように思われる。」とする。Fridman (2nd), pp.73-74.
- 27) なお、現在この法律は、Unsolicited Goods and Services Act 1971 and Torts (Interference with Goods) Act 1977. のもとで定められている。Fridman (6th), p.126 note5.
- 28) Hanbury, p.46.
- 29) Treitel, pp.7-8.
- 30) 船長が積荷の所有者のために海難救助者との間で海難救助契約を締結した場合に、必需代理の法理が適用されることについては、近時の判例が本貴族院判決を踏襲する判断を下している。1989年Choko Star号事件の控訴院判決がそうである (Choko Star号事件の詳細については、Brown, Authority and Necessity in the Law of Agency (1992), 55 Modern Law Review 414以下を参照)。本件の事案と判決は次のとおりである。積荷の大豆を積んでイタリアへ向けて航行していたChoko Star号という船が、アルゼンチンのパラナ川で座礁した。そのため、船長Aは、船主P1と積荷の所有者P2のために、海難救助者Tとの間で海難救助合意にサインした。それに基づき、Tは海難救助サービスをおこない、P1・P2に対して救助料の支払いを請求した。そこで、仲裁人が選任され、TのP1に対する請求については合意により解決された。一方、P2は、救助料の自らの負担部分を支払ったのだが、AにはP2のためにTとの間で海難救助合意を締結するauthorityはないと主張した。そこで、P2はTに対して、支払った救助料の全額の返還を求めて訴えを提起した。本件の争点は、船長が積荷のために海難救助契約を締結した場合、積荷の所有者はその契約に拘束されるかどうかである。第一審のSheen裁判官は、船長Aが船主P1のために海難救助者Tと契約を締結するimplied authorityを有していたのであれば、Aは積荷の所有者P2のためにもまた契約を締結する同様のauthorityを有しているはずであるなどとして、T勝訴の判決を下した。そこで、P2が上訴した。控訴院 (Court of Appeal) は、積荷の所有者に対する船長のauthorityは必需代理の要件の下で生じうるのみであるとしたうえで、本件では必需代理は成立せず、船長Aは積荷の所有者P2のために契約を締結するauthorityを有していないかったとして、第一審判決を破棄し、P2の上訴を認容した。この判決に対しては、船長が船主のために海難救助契約を締結する場合と積荷の所有者のために締結する場合とを区別する理由はないとして、この場合に必需代理の法理を適用する必要ないと批判する見解もある（たとえば、Bowsteadは、「船長は、おそらく本人との相談が可能でありそれが期待される場合を除いて、船および積荷のために海難救助合意にサインする一般的なimplied authorityを有するのだと考えうる。」としている。Bowstead, p.147）。なお、現在では海難救助契約に関する事項は制定法によって定められている。すなわち、International Convention on Salvage of 1989のarticle 6は、船長や船の所有者に対して、積荷についての海難救助契約にサインする権限を与えていた（現在ではMerchant Shipping Act 1995, s. 224(1) and Sched. 11の下で規定されている。Bowstead, p.147.）。
- 31) これにつき、Fridmanは、「(Simon卿の)意見は、傍論であって、拘束力はないのだと論じられるかもしれない。しかしながら、この点に関するSimon卿の意見は、少なくとも必需代理の法理の本質的な要件が満たされている場合には、他人の財産の保護に関して必需代理が成立する可能性を強く肯定しているのだということを承認しなければならない。」と評価している。Fridman (6th), p.124.
- 32) Fridmanは、「当該事件に必需代理の法理を適用することは不可能であった。なぜなら、(この事件では)代理人が本人の代わりに行行為することを意図した時において、緊急事態 (emergency) は発生していなかったからである。さらに、この事件における代理人は、単に本人の利益を保護しようとの意図 (desire) からのみ行動したのではなく、本人の財産の上の自分の物的担保 (lien) を維持したいとの意図をももって行動

していたからである。」と述べて、これらの事情がなかったならば本件において必需代理の法理が適用されたことを示唆している。Fridman (6th), p.124.

33) 事務管理については、Fridman, (2nd), p.75.

34) 高森・前掲書93頁。Falcke v. Scottish Imperial Insurance Co.事件 ((1886) 34 Ch. D. 234 at 248)において、Bowen裁判官は、「イギリス法によれば、他人の財産を守るために又は他人の財産の利益のために、ある者によってなされた仕事や労働あるいはある者によって費やされた金銭は、それによって救われた財産の上にいかなる物的担保 (lien) も生み出さないし、(そのことだけでは) 費用償還についての義務さえも生み出さない」と述べた。また、Powellは、「仮にXがYの利益のために行為し、金銭を負担し、サービスや物品を提供した場合に、たとえXがYの財産の保全又はYの債務の支払いのためにnecessityがあるというケースでそのような行為をなしたのだとしても、XはYに対して補償を請求する権利を有しない、というのが一般的ルールである。」と述べている。Powell, p.335.

35) Fridman, The Quasi-Contractual Aspects of Unjust Enrichment (1956), 34 Can. B. R. 393 at pp.413-414. ; Fridman (2nd), pp.71-72. なお、Falcke v. Scottish Imperial Insurance Co.事件 ((1886), 34 Ch. D. 234)において、Bowen裁判官は、「人はその意に反して利益を与えられることはないのと同様に、自分の知らない間に責任を押し付けられるべきではない」と述べた。

36) Fridman (2nd), p.71ほか参照。

37) これに関する古い判例として、Jenkins v. Tucker事件 ((1788), 1 H. Black 90) が挙げられる。本件の事案と判旨は次のとおりである。夫P1が妻P2を残したまま海外へ行き、その不在中にP2が死亡してしまった。そこで、P2の父親AがP1に知らせることなくボランティアでP1の地位や資産にふさわしい葬式費用を支払った。判決では、Aは一とりわけAのような第三者が死亡した妻の父親である場合には一そのように支払った金銭の償還をP1から受けることができるとの見解を述べた。「思うに、本件ではP1による（葬式についての）要求や同意はなかったけれども、葬式費用についての訴えを支持すべき十分なる理由がある。というのは、Aは、（本来であれば）P1自身が履行すべき厳格な法的必要性のある義務を履行したのであり、それゆえにAが支払った金銭はP1の利益のために支払われたものだからである。また、父親というのは、娘の夫が不在中に、娘の葬式について指図を与える者としては適切なのだと考える。」また、Ambrose v. Kerrison事件 ((1851), 10 C. B. 776) も同様の判断を下している。その事案と判旨はこうである。夫P1と別居してひとりで暮らしていた妻P2が身寄りもなく死亡した。P2の死を知った友人は、葬儀屋Aと相談しP2を埋葬した。P2の埋葬等にかかった費用は23ポンド余りであった。P1は、費用の一部である12ポンド余りを支払ったが、残りの埋葬費用等については支払を拒絶した。そこで、AがP1に対して費用全額の支払いを求めて訴えを提起した。P1は、Aは単なるボランティアであって、費用の一部につき自分には支払責任がないと主張した。判決は、「夫は、別居している妻の埋葬に必要な費用を負担した者（その者が葬儀屋であろうと単なるボランティアであろうと）に対して責任を負う。」として、Aの費用償還請求を認めた。本件ではJervis首席裁判官が次のような意見を述べている。「葬式をおこなった葬儀屋が、何らの特別な契約もなく、死者の遺言執行者からそのような合理的かつ必要な費用につき償還を受けることができるということに、いかなる問題もありえない。この遺言執行者の責任は、遺言執行者が占める地位によって課される義務に基づくものである。思うに、遺言執行者が当該義務を履行するよう求められるのと同じ理由で、死亡した妻の夫は、自ら何らかのexpress authorityを与えたるかの要請をしていくとも、葬式をおこなった者に償うよう強いられるのである。・・・本件Aは、ボランティアであるけれども、先例たるJenkins v. Tucker事件と同様に、P1に対して費用の支払いを求めて訴えを提起する権利を与えられるのだと考える。」

38) Fridmanは、「死者の地位に代わって葬式費用を支払う場合のように、事実上、法 (the law) が事務管理 (negotiorum gestio) を認めているような事例も複数存在する」としている。Fridman (2nd), p.75.

39) Bowsteadは、「必需代理の法理は、死んだ人の葬式費用の支払に関する一定のケースにも使われる」と述べている。Bowstead, p.148.

40) Fridman (6th), p.129. また、Fridmanは、「これらのケースは、自分に代わって行為をしてもらった者

とその行為をした者との間に生じる準契約の関係（quasi-contractual relationship）あるいは原状回復の関係（restitutionary relationship）としてみなしたほうがよい。それゆえ、これらの事例を処理するためには、部外者が所有者のauthorityがないにもかかわらずその所有者に代わって財産を保護するために介入するというような事例と同様に、代理法ではなくて、準契約法（quasi-contract）や不当利得法（unjust enrichment）あるいは原状回復法（restitution）によるのが適切であると考えるべきである。」とも述べる。
Ibid.

- 41) この点につき、Treitelは、「単なる部外者がこの目的のために必需代理人となりうるかどうかについては未解決の問題である。」と述べている。Treitel, p.12.
- 42) 以下では、高森・前掲書101頁、242頁<注>125の整理を参考にした。
- 43) 高森・前掲書243頁。
- 44) 同上。
- 45) Friedman (2nd), pp.72-74. 高森・前掲書101頁、243頁。
- 46) Friedman (6th), p.129.
- 47) Bowstead, p.148.
- 48) Treitel, p.12.
- 49) 高森・前掲書243頁。なお、近時のイギリス判例・学説によれば、必需代理の法理の適用範囲拡張は限定的に解すべきであり、必需代理が問題となっているケースの多くは必需代理の法理とは別の法理により解決できる問題であるとする傾向が見られる。たとえば、Friedmanは、上記分類のうち（1）—（a）型のようなケースについては「implied authorityの範囲を拡張することによって解決されうる」とし、（2）—（b）型のようなケースについては、「代理法ではなく、準契約法（quasi-contract）や不当利得法（unjust enrichment）あるいは原状回復法（restitution）によって解決されるのが適切である」と述べている。
Friedman(6th), p.129.
- 50) この点、Treitelは、「単なる部外者がこの目的のために必需代理人となりうるかどうかについては未解決の問題である。」と述べており、部外者のケースにおける必需代理の法理の適用を否定していない。Treitel, p.12.